

別記様式第 10 号 (第 17 項関係)

評価結果：社会福祉法人尾道さつき会

業務名	令和 7 年度広島県相談支援従事者研修等実施事業		
業務場所	広島県内		
業務概要	相談支援専門員並びにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成に係る研修の実施及びそれに付随する業務		
項目	評価項目	評価基準	配点
技術 評価	組織体制	○組織体制の妥当性 ・業務を遂行する指揮命令系統は適切に整備されているか	34 /50
	総括責任者	○業務全体を総括する責任者の選定の妥当性 ・本業務又は類似業務の企画・運営等の実務経験があるか ・障害者相談支援業務等に関する知識・実務経験を有しているか(相談支援従事者あるいはサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務経験など)	40 /50
	問合せ対応に係る体制	○実務経験等研修受講に係る問合せ等の対応体制・実績 ・本業務の問合せ対応に係る人員体制は十分か ・本業務に係る各種研修に対する知識を有しているか ・本業務又は類似業務における問合せ対応の実績や業務で得たノウハウが蓄積されているか	40 /50
	実施計画・実施体制	○研修の充実に向けた企画検討体制 ・本業務の実施に関する年間スケジュールは妥当であるか ・各研修の受講料は過大なものとなっていないか。 ・各研修の企画検討方法や、講師との検討の場を設置するための体制が確保できるか ・各研修で県の定める水準を満たす講師を確実に確保するための依頼先の確保等の手段が明確であるか ・講師の資質向上に向けた講師養成研修の実施内容が明確であるか ○円滑な研修実施ができる運営体制 ・県の定める開催時期に各研修の規模に応じた会場の確保が可能か ・県の定める水準を満たす演習ファシリテーターを確実に確保するための依頼先の確保等の手段が明確であるか ・演習ファシリテーターの資質向上に向けたファシリテーター養成研修の実施内容が明確であるか ○不測の事態に備えたバックアップ体制 ・オンライン研修時の通信不良等への対応方法が明確であるか ・受講者に体調不良者等が発生した場合の対応方法が明確であるか ・講師やファシリテーターに体調不良者等が発生した場合の対応方法が明確であるか ・受講態度が不良な受講者への対応が明確であるか	90 /150
	公平性の担保	○受講機会の提供に係る公平性の担保 ・障害のある受講者への合理的配慮の対応方法が明確であるか ・研修情報を広く提供できる手段が明確であるか ○事前課題審査・演習評価等の公平性の担保 ・事前課題の確認や演習評価が可能な実務経験者が確保されているか	17 /25
	障害福祉サービス事業の実施状況	○障害福祉サービス事業の実施状況 ・広島県内で当該研修に関連する障害福祉サービス事業を実施しているか ・障害者相談支援等の業務に精通しており、業務で得た知識やノウハウを本業務に活用できるか	35 /50

		個人情報管理	○個人情報保護に対する意識、管理体制の妥当性	17 /25
		類似業務等の受注実績	○本業務又は類似業務の受注実績	44 /50
政策 評価	社会的 責任等	障害者雇用への取組の 評価	○障害者の法定雇用率を充足しているか ○障害者を雇用しているか	20 /20
	法令 遵守	社会保険等の加入状況 【必須】	○加入状況に応じて評価 ○未加入者がいる場合は失格	15 /15
		業務従事予定者の賃金 水準 【必須】	○最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により 評価 ○最低賃金を下回る賃金水準の場合は失格	15 /15
合 計				367 /500
価格評価の配分点				30
技術評価の配分点				60
政策評価の配分点				10
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))			0.1 /30
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			42.2 /60
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)			10 /10
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点			52.3 /100

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。